

花へんろ入所利用料金目安(1ヶ月あたり)

(1ヶ月30日で計算)

区分	介護度	サービス利用に係る自己負担額	看護体制加算Ⅰイ	看護体制加算Ⅱイ	夜勤職員配置加算Ⅱ	栄養マネジメント強化加算	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ	日常生活継続支援加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	認知症チームケア推進体制加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算Ⅱ	協力医療機関連携加算	処遇改善加算Ⅰ口	居住費	食事代	合計自己負担(1ヶ月あたり)
第2段階	要介護3	¥24,450	¥180	¥390	¥810	¥330	¥360	¥20	¥1,380	¥50	¥120	¥10	¥100	¥4,963	¥26,400	¥11,700	¥71,263
	要介護4	¥26,580												¥5,338			¥73,768
	要介護5	¥28,650												¥5,702			¥76,202
第3段階①	要介護3	¥24,450												¥4,963	¥41,100	¥20,400	¥94,663
	要介護4	¥26,580												¥5,338			¥97,168
	要介護5	¥28,650												¥5,702			¥99,602
第3段階②	要介護3	¥24,450												¥4,963	¥44,100	¥42,600	¥119,863
	要介護4	¥26,580												¥5,338			¥122,368
	要介護5	¥28,650												¥5,702			¥124,802
第4段階	要介護3	¥24,450												¥4,963	¥61,980	¥48,900	¥144,043
	要介護4	¥26,580												¥5,338			¥146,548
	要介護5	¥28,650												¥5,702			¥148,982
第4段階(2割)	要介護3	¥48,900	¥360	¥780	¥1,620	¥660	¥720	¥40	¥2,760	¥100	¥240	¥20	¥200	¥9,926			¥177,206
	要介護4	¥53,160												¥10,676			¥182,216
	要介護5	¥57,300												¥11,405			¥187,085
第4段階(3割)	要介護3	¥73,350	¥540	¥1,170	¥2,430	¥990	¥1,080	¥60	¥4,140	¥150	¥360	¥30	¥300	¥14,890			¥210,370
	要介護4	¥79,740												¥16,014			¥217,884
	要介護5	¥85,950												¥17,107			¥225,187

【居住費1日あたり(1段階・・・880円 2段階・・・880円 3段階①・・・1,370円 3段階②・・・1,470円 4段階・・・2,066円)】

【食事代1日あたり(1段階・・・300円 2段階・・・390円 3段階①・・・680円 3段階②・・・1,420円 4段階・・・1,630円)】

【理美容サービス 2,000円～ 】

※その他サービスに応じて、以下のような加算料金が発生します。

若年性認知症者受入加算(1日)	¥120	退所前後訪問相談援助加算(各々)	¥460	看取り加算(死亡日以前31日以上45日以下)	1日につき¥72
療養食加算(1食)	¥6	退所時相談援助加算	¥400	看取り加算(死亡日以前4日以上30日以下)	1日につき¥144
初期加算(30日まで)	¥30	退所前連携加算	¥500	看取り加算(死亡日以前2日又は3日)	¥680
外泊時費用(月6日限度)	¥246	在宅復帰支援加算(1日)	¥10	看取り加算(死亡日)	¥1,280
安全対策体制加算(入所時1回に限り)	¥20	再入所時栄養連携加算(1回に限り)	¥4,000		

※上記利用料金は、おおよその額で実際の負担金は変わる場合があります。

利用者負担段階

第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計82.65万円以下で、預貯金額等が650万(1650万円)以下の方
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計82.65万円～120万円以下で、 預貯金額等が550万(1550万円)以下の方
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計120万円超で、預貯金額等が500万(1500万円)以下の方
第4段階	・上記以外の方

※利用者負担段階による負担の軽減を受ける為には、各市町村への申請が必要です。ご自分の市町村の介護保険課で負担限度額認定の手続きを行ってください。